## 令和6年 第1回鳥羽市農業委員会

開催日時:令和6年1月19日(金)

午前 10:00 ~11:30

開催場所:鳥羽市役所 3階 第3委員会室

議事

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議事録署名人の指名 (議事録署名人の指名 尾﨑委員・田畑委員)

4. 議事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第2号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第3号議案

非農地証明願について

5. 報告事項

\_

6. その他

農地の転用事実に関する照会書について

7. 閉 会

※出席委員 8 名

田畑 裕美成瀬 きぬ代竹内 和雄河邑 源一郎山本 隆小池 日出美

上村 達男 尾﨑 勘七

※欠席委員 4 名

佐々木 修 齋藤 又五郎 木田 三男 下村 一登

※農地利用最適化推進委員 2 名

上村 昌芳 木下 智博

※欠席推進委員 3 名

中村 益己 小林 安太郎 樋尾 修

※事務局

局長 吉川 国博 次長兼書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織 会計年度任用職員 東浦 勉

| 件名                    | 第1号議案<br>農地法第5条の規定による許可申請の承認について                                  |
|-----------------------|---|
|                       | (4番) 農道の状態が一番気になります。道路の修繕はきっちりやってもらいたいです。                         |
| 補足説明                  | (1番) 所有者の方は高齢ということもあり、太陽光をすることになったのだと思いますので仕方がないと思います。            |
|                       | 【質疑・応答】<br>(1番) 事業者の工事の仕方が徐々に荒くなってきているように思いま                      |
| 委員質疑<br>及び<br>事務局応答説明 | す。境界をはみ出してフェンスやパネルが設置されている箇所もあるので、市の方から事業者へ申し入れをしておかないといけないと思います。 |
|                       | (事務局) 事業者に確認をして対応したいと思います。  |
| 議事結果                  | 承認(全員賛成)  |

| 件名                    | 第2号議案   |
|-----------------------|---|
|                       | 農地法第5条の規定による許可申請の承認について   |
| 補足説明                  | <ul><li>(4番) 特にありません。</li><li>(9番) 特にありません。</li><li>(推進1番)所有者は他の人の田も借りて、まとめて耕作していますが、この土地だけ離れているため太陽光にする意向だと思います。</li></ul> |
|                       | 【質疑·応答】   |
| 委員質疑<br>及び<br>事務局応答説明 | (5番) フェンス内が1000m <sup>3</sup> 以上の場合、地元説明会が必要だと思ったのですが。  |
|                       | (事務局) 事業区域面積が1000㎡以上かつ50kw以上が条件となっています。発電出力の方で条件から外れている状況です。  |
|                       | (5番) 周辺に田んぼを作っている方がおり、影響があると思いますので、そちらに説明をしてもらいたいです。水路のことはきっちりしてほしいと思います。   |
| 議事結果                  | 承認(全員賛成)  |

| 件名                    | 第3号議案<br>非農地証明願について   |
|-----------------------|---|
| 補足説明                  | (推進5番)申請地に旅館が建設されてから60年くらい経っていると思います。土地が旅館の建物内にも入っていますので仕方がないと思います。 |
| 委員質疑<br>及び<br>事務局応答説明 | 【質疑・応答】 なし  |
| 議事結果                  | 承認(全員賛成)  |

| 件名 | その他<br>農地の転用事実に関する照会書について   |
|----|---|
| 説明 | (事務局) 追加で配布した資料にある土地について法務局に地目変更が<br>申請され、法務局から農業委員会事務局に照会がかかりまし<br>た。日程の都合上、総会に諮ることが難しかったので、会長、委<br>員さんに現地確認をしていただいたうえで、法務局に回答いたし<br>ました。地権者さんには非農地証明を申請してもらう形となりま<br>す。 |